

身近な法律相談



弁護士 渡 部 英 明

8月10日現在において、新型コロナウイルスの感染拡大防止による緊急事態宣言が解除されていますが、新型コロナウイルスの感染者が増大した場合などには再び緊急事態宣言が発令される可能性もあります。

このような状況のもと、様々な法律相談が出てきている状況にありますが、今回は、新型コロナウイルスにまつわる身近な法律相談（消費者問題）について、検討していきたいと思います。

Q₁ 新型コロナウイルスによる影響により、スポーツジムが一時的に閉鎖しました。支払済みの会費は返金されるのでしょうか。

A₁ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策として、いわゆる「3密」を回避すべきとされました。つまり、窓がなかったり換気ができなかったり（密閉）、人が沢山集まったり、少人数でも近い距離で集まったり（密集）、互いに手が届く距離で会話や発声、運動などをする（密接）場所は回避すべきとされました。新型コロナウイルス感染拡大の状況において、スポーツジムはいわゆる「3密」の場所に該当し、閉鎖されるのが望ましいとされていました。その際のジムの閉鎖は不可抗力によるものであり、ジム閉鎖中の会費を既に支払った会員は返金を求めることができるものと考えられます。

その理由は次のとおりです。①ジムとの契約にジム閉鎖時の返金に関する規約がない場合、2020年4月1日より前の契約であれば、改正前の民法第536条1項により、会費支払義務は消滅し、支払済の会費は不当利得返還請求として、返金請求ができるものと考えられます。2020年4月1日以降の契約であれば、改正民法第536条1項により、会員は履行を拒絶する権利を有することになり、契約を解除すれば、不当利得返還請求として、支払済の会費の返還請求ができるものと考えられます。②ジム閉鎖時の返金に関する規約がある場合で、返金するとの規約がある場合は有効であり、支払済の会費は返金されるので問題は少ないと思われますが、一切返金しない旨の規約がある場合は、その規約が消費者である会員の権利を制限し、義務を加重するものとして、消費者契約法第10条により無効になり、ジム閉鎖時以降の支払済の会費の返還請求ができるものと考えられます。

Q₂ 結婚式場での結婚式を予定していたところ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から結婚式をキャンセルすることにしました。直前のキャンセルであったので、式場からキャンセル料の請求が来ました。キャンセル料は支払わなければなりませんか。

A₂ 事案によっては、キャンセル料は支払わなくてもよい可能性があります。
式場の契約などに「お客様の解約」等のタイトルでキャンセル料の規定がある場合があります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、結婚式の開催が社会通念上、履行不能と評価できる状況であれば、その際の結婚式のキャンセルは、不可抗力による解約といえ、結婚式を申し込んだ側からの事情（例えば、新郎新婦の都合による解約）による解約とは事情を異にして、「お客様の解約」等の規定は適用されないと考えられます。

Q₃ 上記の場合で、結婚式場での代金について、支払わなければなりませんか。

A₃ 2020年4月1日施行の改正民法第536条1項の規定によれば、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって、債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる」としており、物理的に結婚式の開催が可能であっても新型コロナウイルス感染拡大の状況において、結婚式の開催が社会通念上、履行不能と評価できるのであれば、法的には、社会通念上、双方に帰責性のない履行不能の状態にあると考えられ、消費者としては、代金の支払いを拒むことが可能と考えられます。

なお、式場が既に負担した実費相当額は消費者が負担しなければならないと考えられます。